

(仮称) 江東区議会議員政治倫理条例 (案)

(目的)

第1条 この条例は、江東区議会（以下「議会」という。）及び江東区議会議員（以下「議員」という。）が区民の代表として人格及び倫理の向上に努め、その権限又は地位に基づく影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう政治倫理に関する基準を定めるなど、必要な措置を講ずることにより、区政に対する区民の信頼に応えとともに、公正で開かれた区政の発展に寄与することを目的とする。

(議会の役割)

第2条 議会は、前条の目的を達成するため、議員の政治倫理向上に資する取組を進めるとともに、区民に対する説明責任を果たし、並びに公正性及び透明性を確保しなければならない。

(議員の責務)

第3条 議員は、法令、条例等を遵守し、区民の代表として区政にかかわる権能と責務を深く自覚し、政治倫理基準を遵守して活動しなければならない。

2 議員は、自ら研鑽を積み、資質を高めるとともに、区民の信頼に値する倫理性を自覚し、区民の代表として名誉と品位を損なうような一切の行為を慎むよう努めなければならない。

3 議員は、議会及び議員の活動を積極的に区民に明らかにし、自ら率先して説明責任を果たさなければならない。

(区民の役割)

第4条 区民は、議員に対し、その権限又は地位の影響力を不正に行使させるよう働き掛けるなど、政治倫理基準を逸脱するいかなる行為も求めてはならない。

2 区民は、区民の代表たる議員の活動及び政治姿勢に注目するとともに、議員に対し、説明を求めることができる。

(政治倫理基準)

第5条 議員は、常に人格及び倫理の向上に努め、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 区政運営若しくは議会運営に著しく影響を与え、区民の信用若しくは信頼を著しく失墜させる行為又は不正の疑惑を持たれる恐れのある行為を行わないこと。

(2) 区が行う委託、請負その他の契約、若しくは指定管理者の指定に関し、その権限又は地位の影響力を不正に行使し、特定の個人、企業又はその他の団

体のために、有利又は不利な取り計らいをしないこと。

- (3) 区職員並びに区が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、又は
抛出している団体及び指定管理者の職員に対し、その権限又は地位を利用
することにより、公正な職務執行を妨げ、職権を不正に行使する働き掛けを
しないこと。また、職員の採用、異動及び昇任に不当に関与する行為をしな
いこと。
- (4) その権限又は地位を利用して、職務の公正を疑われるような、いかなる金
品等も授受しないこと。
- (5) その権限又は地位を利用して、嫌がらせをし、強制又は強要し、若しくは
圧力をかけるなど、人権侵害のおそれのある全てのハラスメント行為や他
人の名誉を毀損する一切の行為をしないこと、又は第三者をして同様の行
為をさせないこと。

2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、
自ら誠実な態度をもって、真相を明らかにするとともに、区民並びに議会に
対して説明責任を果たさなければならない。

(兼業の報告義務)

第6条 議員は、自らが区に対し請負をする場合又は次の各号のいずれかに該
当する法人等の役員、顧問若しくはこれらに準ずる職に就いた場合（既に就
いている場合を含む。）には、議長に対し、速やかに兼業報告書を提出しな
なければならない。当該報告書の内容に変更があったときも同様とする。

- (1) 主として収益事業を営む法人等
- (2) 区の許認可が必要な事業を営む法人等
- (3) 区から補助金等を受け、若しくは受けようとする法人等
- (4) 区の指定管理者の指定を受ける法人等

2 議長は、前項の規定により提出された兼業報告書を、当該報告書を提出し
た議員の在任期間中、区民の閲覧に供しなければならない。

(調査請求)

第7条 議員が政治倫理基準又は法令等に違反する行為をした疑いがあると
認めるときは、請求代表者が、区民にあっては、議員の選挙権を有する者の
●人（●分の1）以上の連署をもって、議員にあっては、議員定数の8分の
1以上の者の連署をもって、議長に調査請求をすることができる。この場合
において、請求代表者は、当該行為に係る資料を添付した別に定める調査請
求書を、議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の調査請求書を受理したときは、その記載内容及び添付書面
を確認し、不備があると認めるときは、相当の期間を定めて請求代表者に対

し、その補正を命ずることができる。

- 3 議長は、調査請求の内容が政治倫理基準又は法令等に違反する行為に該当しないなど、別に定める要件を満たしていないとき、又は請求代表者が前項の補正命令に従わないときは、当該請求を却下するものとする。調査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなきも同様とする。
- 4 調査請求は、当該請求に係る行為のあった日の翌日から起算して●年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があると認められるときは、この限りでない。

(審査会の設置)

第8条 議長は、前条の調査請求が適正であると認めたときは、速やかに江東区議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査を付託する。

- 2 審査会の委員は、審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）を除く●人以内とし、議長が委嘱する。
- 3 審査会には委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 委員の任期は、前条の調査請求に係る審査が終了するまでとする。

(審査会の審査)

第9条 審査会は、審査事案の審査を付託されたときは、政治倫理基準違反行為の存否及び条例に定める措置について審査及び決定する。

- 2 審査会は、前項の審査を行うため、審査対象議員又は関係人に対し、事情聴取等必要な調査をすることができる。
- 3 審査対象議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は審査会への出席要求がある場合、それに従わなければならない。
- 4 審査会は、審査に際し、審査対象議員に文書又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 5 審査会は、審査付託の日から●日以内に、議長に対し審査結果を報告するように努めるものとする。ただし、正当な理由があると認められるときは、この限りでない。
- 6 審査会は、審査対象議員が政治倫理基準又は法令等に違反していると認められる場合は、議長に対して必要な措置を講じるよう求めるものとする。

(審査結果の通知及び公表)

第10条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、請求代表者及び審査対象議員に文書で通知するとともに、その概要をホームページ等で公表するものとする。

(議会の措置)

第11条 議会は、審査会からの報告及び勧告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められるときは、議会の名誉と品位を守り、区民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

2 議長は、審査会より審査対象議員に政治倫理基準又は法令等に違反していないと報告を受けたときは、対象議員の名誉を回復する措置を決定するものとする。

(措置の公表)

第12条 議長は、前条の措置を行ったときは、その内容をホームページ等で公表するものとする。

(施行期日)

この条例は、令和●年●月●日から施行する。

政治倫理条例案に対する課題整理表

項目	課題	補足
兼業の報告義務	<ul style="list-style-type: none"> 区と関わりのない企業等の役員となった場合も報告対象とするか。 区民の閲覧方法をどうするか。 	<ul style="list-style-type: none"> 北区は請求があった際に区民に掲示する。 報告様式は規程で定めている自治体がほとんどである。
住民・議員の調査請求	<ul style="list-style-type: none"> 住民の調査請求について何人（何分の1）以上で可能とするか。 請求期限は設けるか。設ける場合は期限をどうするか。 調査請求の要件について、政治倫理基準以外の法令等に違反した場合を含めるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 墨田区・新宿区は1年の請求期限で、北区は期限がない。 墨田区と新宿区は法令等に違反した場合も請求対象で、北区は政治倫理基準違反のみを対象としている。 請求様式は規程で定めている自治体がほとんどである。
政治倫理審査会	<ul style="list-style-type: none"> 審査会委員の構成及び決定方法をどうするか。 審査会は臨時型か常設型か。 審査期日は何日とするか。（60日、90日など） 審査会の審議を公開するか。 	<ul style="list-style-type: none"> 川越市は議員以外が委員となるが、臨時型としている。 尼崎市は委員を何人と決めずに、12人以内としている。 常設型は案件が無くても年に1回程度会議を開き、外部有識者等に報償費を支払う例が多い。 多摩市や八王子市は審査期日を明記していない。 北区と新宿区は審査会の公開や傍聴について規程に定めている。
議会の措置	<ul style="list-style-type: none"> 「議会は区民の信頼を回復するために必要な措置を講ずる」とし、規程に具体的な措置の内容を定めるか、又は具体的な措置を明記せずに審査会で措置を決定するか。 措置の種類をどうするか。 (①議場における議長による注意 ②議会・委員会等の一定期間の出席停止勧告 ③議長・委員長等の役職辞任勧告 ④議員辞職勧告 など) 	<ul style="list-style-type: none"> 北区は措置の内容の見直しをしやすいように規程等に措置の内容を定めている。 新宿区は条例及び規程に具体的な措置を明記していない。 墨田区は条例に具体的な措置を明記しており、左記のほか、「議場における謝罪文の朗読」、「議会の特別委員の辞任勧告」などがある。

政治倫理条例の条文構成に対する検討項目

※太枠部分は条文構成に入れるか検討が必要。

番号	項目	要否						○、×、△の理由	○、△の場合の条文の中身等についての意見
		自 参 無	新 時 代	公 明	共 産	維 新	無 所 属		
1 要	目的	△	○	○	○	○	○	<p>【共産】条例の対象は、江東区議会と江東区議会議員とすべき。</p> <p>【維新】簡潔明瞭である。</p> <p>【無所属】立法目的を明らかにし条例の内容を簡潔に示し、解釈運用の指針として必要</p>	<p>【自参無】4行目 区民の信頼→区民からの信頼</p> <p>【無所属】この条例は、区政が区民の厳粛な信託によるものであることにかんがみ、その受託者たる区議会の議員は、区民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、いやくもその権限または地位の影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講ずることにより、区政に対する区民の信頼に応えるとともに、区民が区政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な区政に寄与することを目的とする</p>
2 要	議会の役割	○	○	○	○	○	○	<p>【自参無】適切</p> <p>【維新】簡潔明瞭である。</p> <p>【無所属】憲法(第93条)並びに地方自治法(第89条、96条)にも明文化されているが、改めて役割を明確にすることで政治倫理条例条上の義務規定を求める事ができるため</p>	
3 要	議員の責務	○	○	△	○	○	○	<p>【自参無】適切</p> <p>【公明】事件があった江東区だからこそ、会津若松市の条文を引用</p> <p>【維新】簡潔明瞭である。</p>	<p>【公明】議員は、法令、条例等を遵守し、区政にかかわる権能と責務を深く自覚し、政治倫理基準を遵守して活動しなければならない。</p> <p>2 議員は自ら研鑽を積み、資質を高めるとともに、区民の信頼に値する倫理性を自覚し、区民のお手本となるようその品位の保持に努めなければならない。</p> <p>【無所属】議員は、区民の信頼に値する倫理性を自覚し、区民に対し自らすすんでその高潔性を明らかにしなければならない</p>
4 要	区民の役割	△	○	○	○	○	○	<p>【自参無】項目自体が必要か疑問</p> <p>【維新】簡潔明瞭である。</p>	<p>【無所属】区民は、主権者として区政に参加し、公共の利益を実現する自覚を持ち、議員に対しその権限又は地位の影響力を不正に行使させるような働きかけをしてはならない</p>
5 要	政治倫理規準	○	○	○	○	○	○	<p>【維新】簡潔明瞭である。</p> <p>【無所属】国会議員に対して国会法で定められている「政治倫理綱領」と「行為規範」同様に、地方議員として遵守すべき行為規範を定めるものとして必要</p>	
要	①信用失墜行為の禁止	△	○	△	△	○	○	<p>【公明】議員として律していく言葉を入れる。</p> <p>【共産】「著しく影響を与え」との文言はいまいである。</p> <p>【維新】簡潔明瞭である。</p> <p>【無所属】抽象的で訓示的であっても原則的な規定として必要</p>	<p>【自参無】2行目 著しく は削除すべき</p> <p>【公明】区政運営若しくは議会運営に著しく影響を与え、又は区民の信用若しくは信頼を著しく失墜される行為や地位を利用した行為などを行わないこと。</p> <p>【共産】「区民全体の代表者として、品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれる恐れのある行為を行わないこと。」との記載に変更してはどうか。</p>
要	②契約における不正な働きかけの禁止	△	○	○	△	○	○	<p>【自参無】会派内で賛否意見が分かれる契約事務は執行部の範疇となることから、議員による提案・紹介活動を「特定の個人一団体」のために有利になる活動とは断言できないのでは。議会側だけでなく執行部側の倫理規定が必要となる。</p> <p>【維新】簡潔明瞭である。</p> <p>【無所属】契約にかかる権限は議会(議員)に一切なく、契約に繋がる様な働きかけは一切慎むべきだと考える。参考程度の情報提供以外に、行政側への働きかけを行う事を禁止とすべき。</p>	<p>【自参無】条文において、区政の発展に資する提案活動については担保されるべき</p> <p>【共産】「指定管理者の指定」についても明記すべき。</p>
要	③不当な影響力行使の禁止	○	○	△	△	○	○	<p>【自参無】適切</p> <p>【公明】職務執行への不当介入と職員の採用に関しても触れるべきでは。</p> <p>【維新】簡潔明瞭である。</p> <p>【無所属】職員の職務執行への不当介入の禁止」と併せて必要</p>	<p>【公明】区職員並びに区が資本金、基本金その他これに準ずるものを出資し、または拠出している団体及び指定管理者の職員に対し、公正な職務執行を妨げ、不正に行わせるような働きかけをしないこと。また職員の採用や異動への不正介入や昇任もしくは人事異動に関し、推薦や紹介をしないこと。</p> <p>【共産】職員採用等のあっせん禁止についても明記すべき。</p>
要	④地位を利用した金品等授受の禁止	○	○	○	○	○	○	<p>【自参無】適切</p> <p>【維新】簡潔明瞭である。</p> <p>【無所属】たとえ刑法上の収賄罪に当たらなくても、公職者がその地位を利用して金品を授受することは公正な職務の執行を損ない、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為に抵触するため</p>	
要	⑤道義的批判を受ける寄附等の自粛	×	○	○	○	○	○	<p>【自参無】「政治的・道義的な批判」が客観的に判断が困難。政治資金規正法において規定されている。</p> <p>【維新】簡潔明瞭である。</p> <p>【無所属】法律では一定の企業献金を禁じている一方で、政党や政治団体の寄付金の授受は認めている。政党支部が受けた企業献金を議員の資金管理団体に移す「迂回献金」が多発しているため、違法性がなくとも政治的・道義的に正される必要があると考える。</p>	<p>【無所属】政治活動に関して企業、団体から寄付を受けないこととし、資金管理団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと</p>

政治倫理条例の条文構成に対する検討項目

番号	項目	要否						○、×、△の理由	○、△の場合の条文の中身等についての意見
		自 参 無	新 時 代	公 明	共 産	維 新	無 所 属		
要	⑥人権侵害のおそれのある行為の禁止	○	○	△	○	○	△	<p>【自参無】適切</p> <p>【公明】⑥と⑦を合わせて人権侵害の恐れのある行為や名誉棄損行為、守秘義務違反をしないこと。</p> <p>【維新】簡潔明瞭である。</p> <p>【無所属】人権侵害行為には人権侵害行為を行うことの煽動、第三者の行った人権侵害行為に対する賛成の意見の表明その他の人権侵害行為を助長する行為が含まれ、特定の行為を規定することが難しいため協議が必要</p>	<p>【公明】人権侵害の恐れのあるすべてのハラスメント行為をしないこと。情報発信において虚偽や誹謗中傷の発言で他人の名誉を棄損し、あるいは人格を損なう一切の行為をしないこと。また非公開の会議の内容に関する情報を発信しないこと。</p> <p>【無所属】基本的なものとしては「セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、その他の人権侵害のおそれのある行為」</p>
	⑦名誉棄損行為の禁止	×	○	△	△	○	△	<p>【自参無】「虚偽」をどのように認定するのか。⑥の規定で十分ではないか。ガイドライン制定などで対処すべきでは。</p> <p>【公明】⑥と⑦を合わせる守秘義務違反を入れる。</p> <p>【共産】何が「誹謗中傷」にあたるかは判断が難しいので、乱用を防ぐため、禁止事項を明確にすべき。</p> <p>【維新】簡潔明瞭である。</p> <p>【無所属】議員の責務として含める場合不要と考える</p>	<p>【無所属】Ex. 市民全体の代表者として、名誉と品位を損なうような一切の行為を慎み…</p>
要	⑧反社会的な団体等との関わりの禁止	×	○	○	○	○	○	<p>【自参無】反社会的団体の特定はどのようにするのか。江東区暴力団排除条例で対処すべき。</p> <p>【維新】簡潔明瞭である。</p>	<p>【無所属】暴力団等反社会的勢力を利用しない、暴力団等反社会的勢力に利用されない、又は暴力団等反社会的勢力に関与しないこと</p>
否	⑨その他法令等違反の禁止	×	×	○	○	○	△	<p>【自参無】内容がはっきりとしない</p> <p>【新時代】前提が当然のことであるので明記する必要なし。</p> <p>【維新】簡潔明瞭である。</p> <p>【無所属】まずは条例制定を進め、その後の改正毎に協議する必要があると考えます</p>	
6 要	兼業の報告義務	△	○	△	△	○	○	<p>【自参無】疑いが生じる前の報告であることから○。</p> <p>【公明】北区のように企業等の役員になっている場合に関しても、報告の義務付けは必要と考える。研修の中で江東区でも透明性の確保は必要との観点から。</p> <p>【維新】簡潔明瞭である。</p> <p>【無所属】中立公平である事を担保させる為必要</p>	<p>【自参無】区に関わる法人に限定すべき。議員本人のみ報告とすべき。</p> <p>【新時代】議員のみ、改選時と変化があった際に報告。オーナーや株主となった場合の対応はどう考えるか？</p> <p>【公明】議員は、毎年4月1日において企業その他の団体の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該団体の名称及び住所並びに当該職名を記載した兼業・兼職報告書を同月2日から同月30日までの間に、議長に提出しなければならない。なお、兼業・兼職報告書の内容に変更が生じた場合は、兼業・兼職変更届を速やかに議長に提出しなければならない。</p> <p>2 議長は、前項の規定により提出された兼業報告書を、当該報告書を提出した議員の在任期間中、区民の閲覧に供しなければならない。</p> <p>【共産】「指定管理者の指定」を受けた場合についても加えるべき。</p>
7 要	住民・議員の調査請求	○	○	○	△	△	△	<p>【公明】区民100人以上、議員は1/8以上でよいのではないか</p> <p>【共産】請求期限は1年では短すぎる。</p> <p>【無所属】住民の調査請求権は必要。議員の調査請求権を認めると多数派による議会統制に悪用される恐れがあるため反対。</p>	<p>【自参無】調査請求に要する連署 議員：定数の1/8以上、住民：選挙権を有する区民2000人以上</p> <p>【新時代】事務監査請求に合わせて1/50で設定。</p> <p>【公明】100人以上でも対応は大変と考える。</p> <p>【共産】区民が請求できる人数については、事務監査請求の「有権者の50分の1以上」を当てはめてはどうか。議員については、懲罰動議提出の8分の1を参考にすべき。請求期限は設けず、いつでも行えるようにし「任期中」とした場合、4年ではなく、議員の職にある間は請求できることとすべき。</p> <p>【維新】4（調査請求の期限）は削除</p> <p>【無所属】情報開示請求や住民監査請求同様に、選挙権を有する市民1人以上とする。請求権の濫用を防ぐために、請求要件に「疎明資料」の添付を義務付ける。</p>
8 要	政治倫理審査会	○	○	△	△	△	○	<p>【公明】○資産報告書の提出を当該議員に審査会から求めることを入れる。○臨時的か常設型は、臨時では外部有識者の対応が難しいため、常設の方が対応しやすいのではと考える。多摩市では、常設で任期が2年間。任期ごとに調査請求がなかった場合、任命で2年に1度審査会を開催し、1度だけ報償が発生。外部有識者や市民公募、元市職員などで行っている。第三者での審査会が必要も議員が一部は対応している議会が多い。川越市では、臨時で行い、外部有識者を入れている議員も委員を担っている。○審査会委員は10名以上のところもあるが、5名ぐらいで1～2名を有識者、2名を区民公募、1～2名を議員でもよいのでは。</p> <p>【共産】公平性・公正性をきすために、構成員は議員以外とすべき。</p> <p>【無所属】会員は議員を含めず、選挙権を持つ区民と有識者で組織される必要がある。</p>	<p>【自参無】審査会は非常設。調査請求が成立した際に議長から委嘱。構成は議員・区民・有識者で構成（定数を10人程度 議員4人程度 区民と識見者で6人程度）</p> <p>【新時代】議員を除いた第三者会を設置すべき</p> <p>【公明】審査会が事案解明のため必要と認めた場合において、審査対象議員に対し、資産報告書の提出を求めることができる、という文面を追加する</p> <p>【共産】議長の諮問機関として、司法、会計等の専門家、および公募区民による常設の審査会を設置し、報償費を支払うこととすべき。議員は構成員からは除外すべき。審査期限は60日以内とすべき。</p> <p>【維新】委員は区民と有識者が半数以上を占めるのが適当</p>

政治倫理条例の条文構成に対する検討項目

番号	項目	要否						〇、×、△の理由	〇、△の場合の条文の中身等についての意見
		自 参 無	新 時 代	公 明	共 産	維 新	無 所 属		
9 要	議会の措置	△	○	○	△	○	○	<p>【新時代】議会の権能としてあるべき。</p> <p>【公明】無いと注意や勧告にとどまってしまう。資産公開の効果は僅かかもしれないが、含めた方がより良い執行になると考える</p> <p>【共産】議長個人の判断ではなく、議会として行う措置であることを明記すべき。</p> <p>【無所属】審査会等の意見書を反映し、都度措置を協議する内容とするものが良いと考える。</p>	<p>【自参無】措置を講ずるのは議会とすべき 実効性の観点から「議会は区民の信頼を回復するために必要な措置を講ずる」とするべき</p> <p>【共産】議会の措置の主語は「議長」ではなく「議会」にすべき。議会だより、HPでの公表を加えるべき。</p> <p>【維新】1(3)は墨田区を参考にしたい。</p>
10	請負等の制限	×	×	○	○	○	○	<p>【自参無】地方自治法に準拠した請負は認めるべき。災害協定に基づく請負も想定される。6. 兼業報告で賄える。</p> <p>【新時代】必要なし</p> <p>【共産】区民から疑惑を持たれないため辞退すべき。</p> <p>【維新】簡潔明瞭である。</p> <p>【無所属】地方自治法にも規定されているが、配偶者や親族の請負を禁じていないため代表者の名義替えが横行している。よって、自治法の請負禁止規定を尊重し、努力規定として条例項目に入れるべき。</p>	
11	指定管理者の指定辞退	×	×	○	○	○	○	<p>【自参無】同上</p> <p>【新時代】必要なし</p> <p>【共産】区民から疑惑を持たれないため辞退すべき。</p> <p>【維新】簡潔明瞭である。</p> <p>【無所属】努力規定ではなく義務規定として必要であると考え、努力義務でなければ憲法違反(企業の契約の自由、営業の自由)の疑義が生じるとの説がある。(他自治体でも義務規定の事例なし)</p>	
12 否	依頼等の記録義務	×	×	×	×	△	×	<p>【自参無】政治倫理基準③の規定で足りる。区側において規定済</p> <p>【新時代】必要なし</p> <p>【公明】不正な働き掛け等が区職員にあった場合は、区職員が記録表を作成することになっているため。</p> <p>【共産】基本的な議員活動を逐一報告することになり、適切ではないと考える。</p> <p>【維新】区職員が作成する記録表で足りる可能性があり、その場合は不要(×)。</p> <p>【無所属】行政側で口利き記録制度が導入されている為、不要と考えます。</p>	
13	資産公開	×	×	△	○	×	○	<p>【自参無】意義がない</p> <p>【新時代】必要なし</p> <p>【公明】全議員が対象ではなく審査会が必要と認めた場合のみ当該議員に求めることができるとしたい。</p> <p>【共産】資産公開を行うことにより、不正の防止につながると考える。</p> <p>【維新】不正防止に効果があるとは言えない。</p> <p>【無所属】贈収賄を防止する為、また「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」に基づき、公職者の適格性を審査するために必要。配偶者等の資産報告は都議会では既に導入されている。</p>	
14	問責制度	×	×	×	△	×	○	<p>【自参無】司法判断が待たれるタイミングで実効性に欠ける。司法判断後においても出処進退は議員本人が決めるべき</p> <p>【新時代】必要なし</p> <p>【公明】昨年江東区議会では、汚職防止対策等検討会において、議員報酬及び費用弁償に関する条例の改正を行っているため。</p> <p>【共産】説明責任を果たすことは重要である。</p> <p>【維新】積明の必要性はない。</p> <p>【無所属】司法判断とは別に、区議会としての信頼回復をはかり、事件の被疑者・被告人が住民を代表する公職に留まることの政治倫理責任を問いたす必要があるため。</p>	<p>【共産】起訴された場合は、「説明会の開催を求めることができる」ではなく「開催しなければならない」とすべき。また、「開催されない場合、区民が開催を請求できる」との項目を設けるべき。</p> <p>【無所属】一般職であれば刑事事件の起訴で休職、有罪判決で免職になるのが通例であるため、議員も同様に問責事由は刑事事件とする。また、推定無罪の原則に則り、逮捕後の説明会は被疑者の申し出による開催を原則として、区民は起訴後に説明会の開催を請求する事ができる様にする。</p>
	その他必要な項目【誓約書】						○	<p>【無所属】全議員に政治倫理条例の遵守を誓約させる上で必要と考えます。</p>	

【自由意見欄】

【新時代】○心無い元議員の身勝手な行動から今回の条文作成に至ったと認識している。本来は議員一人ひとりが議会人として高い倫理意識を持ち、職務を遂行していれば起り得ない事案である。故に政治倫理条例は最低限のものでよいと考えている。政治倫理基準に関しては事務局が案として示して頂いたものを参考とさせて頂いております。これに即して進めるべきとの考えです。○ソーシャルメディア運用ガイドラインの設置時代に即して準備をする必要があると考える。

【無所属】

政治的な采配や条例の悪用を防ぐ為、審査会の構成は議員が入らず、「社会的信望があり、地方行政に関し識見の高いものの中から議長が委嘱」する多摩市議会形式を採用すべき。また、審査会の審議は原則公開とし、傍聴については本会議同様の規定を設けるべきと考えます。

入札・契約にかかる不適切な取扱いの具体例

1. 特定の業者に受注（公募型プロポーザル方式における選定を含む。）させる、または受注させないようにすること。
 - （例）特定の業者に有利または不利となるような仕様とすること。
 - （例）特定の業者の受注または非受注を目的として、予定価格の引き上げまたは引き下げを行うこと。
 - （例）特定の業者が受注できるよう、恣意的に分割発注等を行うこと。
 - （例）特定の業者に他の業者等の見積書の取りまとめを依頼すること。

2. 特定の業者を入札に参加させる、または参加させないようにすること。
 - （例）業者に対して入札の参加または不参加を働きかけること。
 - （例）特定の業者の入札参加または不参加を目的として、仕様や発注方法等の変更等を行うこと。
 - （例）特定の業者の入札参加または不参加を目的として、入札参加資格要件について不当な便宜を図ること。

3. 非公表または公表前の、入札・契約にかかる以下の情報について、漏洩したり、推測できるように示唆したりすること。
 - ・入札参加資格要件
 - ・入札参加者名（特定の業者の入札参加の有無や、JVの組合せを含む。）
 - ・入札参加者数
 - ・入札参加者に関する情報（所在地等）
 - ・予定価格（設計金額、見積金額を含む。）
 - ・最低制限価格
 - ・低入札価格制度における調査基準価格および失格基準価格
 - ・総合評価方式における施工能力評価点及び地域貢献点
 - ・工事概要、設計書
 - ・工事図面
 - ・その他入札・契約に関して、一般に公表されていない事項

4. 非公表または公表前の、公募型プロポーザル方式にかかる以下の情報について、漏洩したり、推測できるように示唆したりすること。
 - ・業務概要、仕様書
 - ・企画提案書の作成方法

- ・提案上限金額
- ・参加者の資格要件
- ・選定方法
- ・評価基準
- ・申込業者から提出のあった応募書類
- ・その他公募に関して、一般に公表されていない事項

5. 工事や物品納入、業務委託等の下請業者の選定に関して、特定の業者を選定するよう元請業者に対して指導すること。

6. 契約変更の協議において、不当な便宜を図ること。

7. 監督や履行確認、検査において、不当な便宜を図ること。

(例) 工事成績評定や建物清掃等の業務成績評定において、評定を不当に高く(低く)すること。